

医療型児童発達支援

基本方針

医療型児童発達支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

サービスの概要

児童発達支援及び治療を行う。

人員・設備・運営の概要

人員基準	従業者	診療所に必要とされる従業者	<input type="checkbox"/> 医療法に規定する必要数。
		児童指導員	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		保育士	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		看護職員(保健師、助産師、看護師、准看護師)	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		理学療法士又は作業療法士	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		児童発達支援管理責任者	<input type="checkbox"/> 1人以上。
		機能訓練担当職員	<input type="checkbox"/> 言語訓練等を行う場合に必要となる数を配置。
	<input type="checkbox"/> 上記の従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。		
	管理者	<input type="checkbox"/> 事業所ごとに配置すること。 <input type="checkbox"/> 専ら当該事業所の管理業務に従事する者であること。 <input type="checkbox"/> ただし、指定医療型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	
設備基準	医療法に規定する診療所として必要とされる設備		
	指導訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室		
	浴室、便所	<input type="checkbox"/> 手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。	
	階段	<input type="checkbox"/> 傾斜を緩やかにすること。	

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 上記担当部署との協議に使用した図面等は、申請内容と同一であること。
<input type="checkbox"/> 上記担当部署との協議内容について必要手続及び検査を完了していること。 |
|---|

上記について、確認しました。

事業者名称 :

代表者名称 :